

④

令和 6 年 9 月

条例議案概要説明書

目 次

	ページ
議案第 6 3 号 徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定める について……………	1
議案第 6 4 号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 を定めるについて……………	1
議案第 6 5 号 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて…	1
議案第 6 6 号 徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例を定めるに ついて……………	2
議案第 6 7 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める について……………	2
議案第 6 8 号 徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター 条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3
議案第 6 9 号 徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条 例を定めるについて……………	3

議案第63号

徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の設置

小学校及び中学校の適正規模・適正配置及び通学区域並びに教育環境の整備に係る必要な事項についての調査及び審議を行うため、教育委員会の附属機関として、徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会を設置する。

2 関係条例の改正

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の委員の報酬を、日額7,350円とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第64号

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 独自利用する特定個人情報の改正

児童手当法の改正により特例給付が廃止されたことに伴い、独自利用する特定個人情報から特例給付の事務に係る情報を削る。

2 施行期日

令和6年10月1日から施行する。

議案第65号

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 課税免除の対象となる者に係る計画認定期限の延長

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる者を、令和8年3月31日まで（現行 令和6年3月31日まで）に徳島県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第66号

徳島市立保育所条例等の一部を改正する条例を定めるについて

新たな市立教育・保育施設の再編計画に基づき、保育所及び幼稚園の廃止並びに認定こども園の新設をすることに伴い、本市の関係条例について改正する。

1 徳島市立保育所条例の一部改正

徳島市立富田保育所及び徳島市立昭和保育所を廃止する。

2 徳島市立幼稚園条例の一部改正

徳島市立富田幼稚園を廃止する。

3 徳島市立認定こども園条例の一部改正

徳島市立富田保育所及び徳島市立富田幼稚園を統合し、新たに次の認定こども園を設置する。

名 称	位 置	定 員
徳島市立富田認定こども園	徳島市富田橋2丁目28番地	120人

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第67号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 罰則規定の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行されることにより国民健康保険法が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、保険料の滞納により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に10万円以下の過料を科する規定を削る。

2 施行期日等

(1) 令和6年12月2日から施行する。

(2) この条例の施行日前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第68号

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

公民館のコミュニティセンターへの統合を段階的に進めることに伴い、本市の関係条例について改正する。

1 徳島市公民館条例の一部改正

次の公民館を廃止する。

- (1) 徳島市住吉・城東公民館
- (2) 徳島市応神公民館

2 徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正

次のコミュニティセンターにおいて地域の生涯学習の推進に関する事業を行うこととし、これらのコミュニティセンターの指定管理者は、当該事業の実施に関する業務を行うこととする。

- (1) 徳島市住吉・城東コミュニティセンター
- (2) 徳島市応神コミュニティセンター

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第69号

徳島市新型コロナウイルス感染症対策条例を廃止する条例を定めるについて

1 条例の廃止

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたこと及び徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止に伴い、本条例を廃止する。

2 施行期日

公布の日から施行する。